

滋賀県里親登録認定基準

策定：令和7年6月1日

項目	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
基本事項	<p>1 滋賀県内に居住していること。</p> <p>2 滋賀県が行う養育里親研修を修了していること。</p> <p>3 申請者本人またはその同居人が次の各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待または児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 滋賀県が行う専門里親研修を修了していること。</p> <p>3 養育里親3と同じ。</p> <p>4 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。</p> <p>(2) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、滋賀県知事が適当と認めたものであること。</p> <p>(3) 滋賀県知事が(1)または(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。</p> <p>5 委託児童の養育に専念できること。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 滋賀県が行う養子縁組里親研修を修了していること。</p> <p>3 養育里親3と同じ。</p> <p>4 原則として25歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親3と同じ。</p> <p>3 要保護児童の扶養義務者およびその配偶者である親族であること。</p> <p>4 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。</p>
心身の状況	<p>1 疾病等の有無にかかわらず、児童を養育する上で、健康上の支障がないこと。</p> <p>2 信条や宗教を理由とした食事の制限等、児童に思想、信条、宗教を強要するおそれがないこと。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>

制度理解	<p>1 要保護児童の養育についての理解および熱意ならびに児童に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>2 里親制度が社会的養護の一つであることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号)を遵守するとともに、子ども家庭相談センター等関係機関と協働する姿勢があること。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p> <p>2 養育里親2と同じ。</p>
経済状況	<p>1 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること(要保護児童の親族である場合を除く。)</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p>	<p>1 原則として親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難になってしまう状況にあること。</p>
家庭状況	<p>1 家庭および住居の環境が児童の保健、教育その他福祉上適当なものであること。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p>	<p>1 養育里親1と同じ。</p>